

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2023年2月10日

【会社名】 株式会社REVOLUTION

【英訳名】 REVOLUTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ジョン・フー

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津野浩志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津野浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年1月31日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(1) 定時株主総会

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

2 報告内容

(1) 定時株主総会

(訂正前)

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	2,680,755	22,849	-	(注)1	可決 99.09
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
岡本 貴文	2,339,970	339,972	23,662	(注)2、3	可決 86.50
ジョン・フー	2,339,970	337,657	24,977		可決 86.50
津野 浩志	2,339,970	338,697	24,937		可決 86.50
新垣 嘉啓	2,339,970	338,334	27,204		可決 86.50
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2、3	
伏見 崇宏	2,339,970	338,334	27,204		可決 86.50
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	2,663,892	39,712	-	(注)2	可決 98.47
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の非金銭報酬設定の件	2,667,157	26,447	-	(注)2	可決 98.59

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 第2号議案及び第3号議案の原案につきましては、修正動議が適法に可決され、原案が成立する余地がなく否決されたものとして取り扱い集計している。

(訂正後)

決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款の一部変更の件	2,680,755	22,849	-	(注)1	可決 99.09
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 4名選任の件					
岡本 貴文	2,339,970	339,972	23,662	(注)2、3	可決 86.50
ジョン・フー	2,339,970	337,657	24,977		可決 86.50
津野 浩志	2,339,970	338,697	24,937		可決 86.50
新垣 嘉啓	2,339,970	338,334	27,204		可決 86.50
第3号議案 監査等委員である取 締役1名選任の件				(注)2、3	
伏見 崇宏	2,339,970	338,334	27,204		可決 86.50
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額改定 の件	2,663,892	39,712	-	(注)2	可決 98.47
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の非金銭報酬 設定の件	2,667,157	26,447	-	(注)2	可決 98.59

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 第2号議案及び第3号議案の原案につきましては、修正動議が適法に可決され、原案が成立する余地がなく否決されたものとして取り扱い集計している。